

水道水の水質基準項目に PFOS 及び PFOA を追加する省令の公布

環境省は、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) について、水道水の水質基準を新たに設定するため、2025 年 6 月 30 日、関係する省令を公布しました。

これにより、2026 年 4 月から、水道事業者等に対して、PFOS 及び PFOA に関する水質検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課されます。

【改正の内容】

- ① 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）について項目として、「ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（別名 P F O A）」が追加され、基準値として、「0.00005mg/L 以下であること。」が設定されます。
- ② 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）について、PFOS 及び PFOA の検査の回数はおおむね 3 か月に 1 回以上を基本とするなど、所要の改正が行われました。
- ③ ①及び②の施行日は 2026 年 4 月 1 日です。
また、今般の改正に関連する通知が発出されました。

当社では PFOS や PFOA などの PFAS の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 6 月 30 日付 環境省 報道発表資料](#)

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

[1.東京湾環境一斉調査の実施について\(2025 年度\)](#)

[2.全国水生生物調査の結果について\(2024 年度\)](#)

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令について

ほう素及びその化合物（以下「ほう素」、ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素」）並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」）については、人の健康の保護の観点から 1999 年 2 月に設定した環境基準の維持・達成を図るため、水質汚濁防止法による一般排水基準が 2001 年 7 月に設定されました。その後、一般排水基準を達成することが困難な業種については、各業種における取組状況及び排水実態等を踏まえ暫定排水基準を設定し、3 年ごとに見直しが行われています。

現行の暫定排水基準は 2025 年 6 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第 16 回）において行われた審議及び意見募集（パブリックコメント）を踏まえ、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の許容限度の見直しについて所要の改正が行われました。施行日は 2025 年 7 月 1 日です。一方、旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場におけるほう素及びふっ素に係る暫定排水基準の適用については、現行の基準が引き続き適用されます。

当社では無機化合物の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社無機分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 5 月 26 日付 環境省 報道発表資料](#)

[3.化審法への POPs 新規物質の指定予定](#)

[4.ミネラルウォーター類における PFAS の規格基準について](#)



消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 12 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。
特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)